

東海市条例第 22 号

東海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 44 年東海市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「障害」を「障がい」に改め、同号を同項第 4 号とする。

第 12 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 21 条中「、第 6 条の 2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の東海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第 5 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が管理者が定める級である職員に対しては支給しない」と、同条第 2 項中

「(4) 身体の機能又は精神の障がいにより終身労務に服することができない状態にある者」

とあるのは

「(4) 身体の機能又は精神の障がいにより終身労務に服することができない状態にある者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。